

こんにちは

日本共産党品川区議会議員

鈴木ひろ子 です

鈴木ひろ子事務所 中延2-11-7 Tel.3783-8833
日本共産党区議団控え室 Tel.5742-6818このニュースについてのご意見、
ご要望をお寄せください。

全区民へ、1人3万円・中学生以下は1人5万円

区独自の給付金が実現

基金を活用し、補正予算135億円余を計上

品川区は6月1日、全区民を対象に1人3万円、中学生以下は5万円の「(仮称)しながわ活力応援給付金」予算135億5000万円を6月25日からの区議会に提案すると発表しました。

- 目的は、新型コロナウイルス感染症により生活に多大な影響を受けた区民に対し、外出自粛要請等に伴う負担の軽減と、区全体の活力を取り戻すこと。
- 給付対象者は、品川区民40万6000人。(中学生以下は約5万人)。
- 給付額は、区民1人当たり3万円。中学生以下には、1人につき2万円を加算し1人当たり5万円。予算総額135億5千万円。
- 申請方法は、郵送方法のみ。
- スケジュールは、区議会の議決後、早急に申請書発送と受付を開始。
- 財源は、基金を取り崩す。

共産党は、「1000億円の基金を活用し、区独自の支援を」と求めています。

今回の給付金の実現は、区民が切実な実態を訴え、「自粛と補償はセットで」と声を挙げたことが力になりました。共産党も、新型コロナ対策として、今こそ1000億円超の基金を活用し、区独自に区民への支援をすべきと繰り返し求めてきたことが実ったものです。

共産党品川区議団のアンケート回答2361人(6/2現在)
切実な声がびっしり。この声届け、実現に頑張ります。

共産党区議団が取り組んでいるアンケートは、これまでに2361人の方から回答をいただき、多くの方から切実な実態や安倍政権への怒り、貴重なご意見やご要望をいただきました。区長への要望書No3に反映させます。以下ほんの一部ですが、寄せられた声をご紹介します。
● 会社(印刷関係)の売り上げは激減で、



このままだと会社が持ちません。飲食関係の娘はコロナニートになりました。

●夫がフリーランスの音楽家で、仕事ですべてキャンセルに。家賃の支払いや生活費が足りなくなりそう。近い将来的に仕事・生活の不安があります。

●放課後等デイサービス（児童指導）…出勤しているが日数が減り収入も減って生活していくことが困難。感染がとても心配。

●コロナの影響で仕事が決まらず、毎日精神的にきており、生活できない不安に立たされています。アンケートの回答はしない人間ですが、それほど困っているという事です。

●小学生の母親…子どもの運動不足、今年度の学習がどうなってしまうのか、すごく不安です。今後の日本を担う子どもたちの事を第一に考えてください。

●政府はケチ。軍事費や原発に金をかけて、補償には金を出さず、借金ばかりしている。

●飲食店アルバイト…臨時休業になり3月末から現在まで収入ゼロに。

●施設に入居中の母と会えない。

「ひろ子ニュース」前号に続き、新型コロナ対策として活用できる制度のご紹介です。今回は、国保の傷病手当（下の表）、事業に対する融資や給付金・相談事業など（左表）。ご不明な点は、掲載の電話番号か鈴木ひろ子までお気軽にどうぞ。

事業

●【緊急融資】経営変化対策資金2020

運転資金／あっ旋限度額2000万円／返済期間：10年以内（うち据置36か月）／3年間無利子、4年目以降0.2%／信用保証料全額補助

【品川区商業・ものづくり課 ☎03-5498-6334】

●①雇調金など社会保険労務士の無料相談

②テレワーク導入等雇用環境整備事業助成

【品川区商業・ものづくり課 ☎03-5498-6352】

●持続化給付金

売上が前年同月比で50%以上減少の事業者への現金給付／上限：中小法人等200万円、フリーランス含む個人事業者100万円：電子申請
*電子申請ができない方へのサポート会場

①五反田会場（TOC13F）

②青物横丁会場（南品川2-4-7アサミビル4F）

要予約 ☎0120-835-130、0570-077-866

●東京都感染拡大防止協力金（全2回）

休業等に協力する中小企業及び個人事業主へ50万円（2事業所以上100万円）を支給／申込期間：【～5/6の休業】6/15日（月）まで。

【5/7～5/25の休業】7/17（金）まで*受付開始は6/17から【東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター】9時～19時（土日祝日を含む毎日） ☎03-5388-0567

●持続化給付金及び都協力金等の申請相談

中小企業診断士による無料相談窓口／5/22～9/30平日9～17時／1回30分以内／前日までに電話で予約／会場：中小企業センター1階／予約 ☎042-490-5729

<国保>

●傷病手当

①対象：新型コロナウイルスに感染したものの、または感染が疑われるもの。

②休業4日目より、休業した日数

③支給額：賃金の2/3

④適用：2020年1月1日から

申請が必要です。

共産党は、コロナウイルス感染だけでなく、社会保険と同様、病気やケガで休まざるを得ないときは傷病手当が出るよう改善すべきと求めました。

無料

法律・生活相談会

6月24日（水）午後5：00～

鈴木ひろ子事務所

中延2-11-7 ☎3783-8833

弁護士さんが対応します。どんな問題でもお気軽にご相談ください。（事前に予約をお願い致します）